

「生産性向上設備投資促進税制」 についてのお知らせ

株式会社クリエイティブマシン

平成26年4月

今年1月より「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置「生産性向上設備投資促進税制」が開始されました。

当該税制を使って**IRONCAD**をご購入いただく場合の注意点をまとめております。

☐ 適用期間

平成26年1月20日～平成28年3月31日 および
平成28年4月1日～平成29年3月31日

*期間によって選択できる税制措置が異なります。

☐ IRONCADに適用可能な類型

2つの類型のうち、IRONCADに適用できるのは、

B類型（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）です。

「最低取得価額」要件の「**ソフトウェア** 単品70万円（**単品30万円**
かつ合計70万円を含む。）」に当たります。

2本以上のご購入で税制措置の対象となります。

☐ 手続きについて

投資計画案を作成後、**顧問税理士**または**公認会計士**による内容確認の上、**経済産業局**に提出する必要があります。

手続きは必ず**製品のご購入前**に行ってください。

詳細は各地域の**経済産業局**までお問い合わせください。

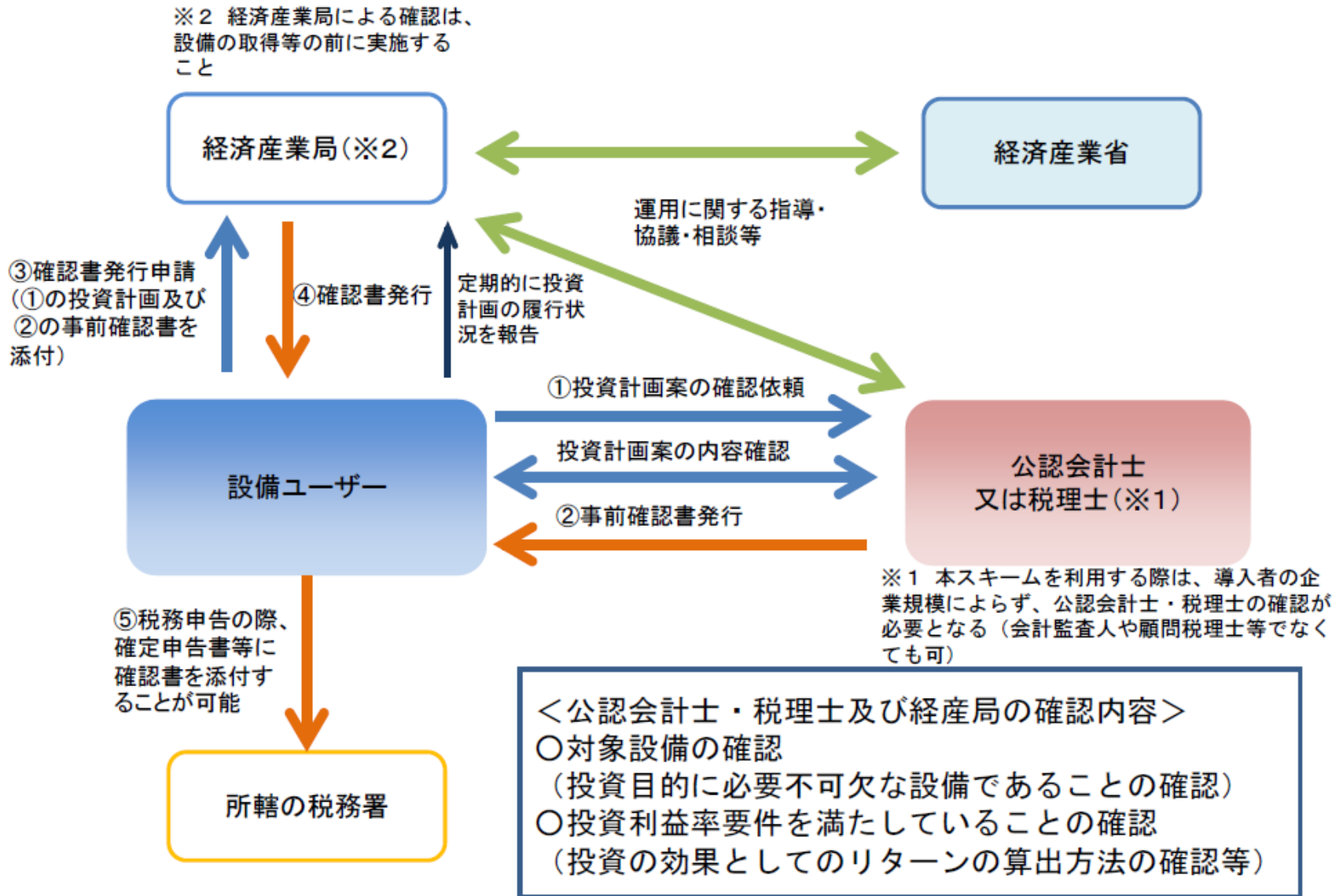
詳細は以下のページをご確認ください。

■ 経済産業省HP 「生産性向上設備投資促進税制」 ページ

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

要件確認の流れ

※以下の図は経済産業省が配布している概要資料より抜粋



以下の点にご注意ください

- ① IRONCADに適用できるのは「**B類型**（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）」です。
- ② IRONCAD **2本以上**のご購入で税制措置の対象となります。
- ③ 投資計画案の内容は、**顧問税理士**または**公認会計士**による確認が必要です。
- ④ 手続きは必ず製品のご購入前に行ってください。
- ⑤ クリエイティブマシンがご協力できるのは、お客様へのお見積の提出のみです。
- ⑥ 詳細は各地域の**経済産業局**までお問い合わせください。

詳細は以下のページをご確認ください。

■経済産業省HP 「生産性向上設備投資促進税制」ページ

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html